

司法書士に聞いてみよう！ 相続・登記・成年後見相談会

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部及び青森県司法書士会では、下記のとおり、相続・登記・成年後見に関する相談会を開催します。

◆日時

11月5日(土)10:00~15:00

◆主催

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部

◆共催

青森県司法書士会

◆相談員

司法書士

◆相談例

- ① どうも母が悪徳商法にひっかかったようだ。なんとかできないか...
- ② 知的障害を持つ子どもの将来が心配

◆WEB・面談(予約制)

『青森県司法書士会』HPの専用予約フォームから

◆電話相談(事前予約不要)

017-752-0440

(当日のみの専用(臨時)です)

◆問合せ先

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

☎ 017-775-1205

FAX 017-774-7156

『看護のお仕事移動相談』を 開催しています



青森県看護協会ナースセンターでは無料職業紹介事業として、看護職の相談員がハローワークむつに向いて、看護職の皆さまのお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

◆開催日

10月12日、11月9日、12月14日、令和5年1月11日、2月8日、3月8日(すべて水曜日)

◆時間

13時から16時まで随時受付

◆場所

ハローワークむつ

※青森県ナースセンター(青森市)では、月曜日から金曜日の9時~16時まで、来所・電話・メール等で随時相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

◆問合せ先

公益社団法人青森県看護協会
青森県ナースセンター

☎ 017-723-4580



✉ aomori@nurse-center.net

令和5年
2月上旬

令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方
※令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。

◆問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004

【受付時間】・月~金 8:30~19:00

・第2土曜日 9:30~16:00

・休日・祝日・年末年始はお休み

法人の確定申告がインターネット でできます

青森県では、地方税電子協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称『eLTAX:エルタックス』)を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告受付を行っています。

ご利用方法などの詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課

☎ 0175-22-8581(内208)

(公社)青森県シルバー人材セン ター連合会よりお知らせ

東通村シルバー人材センターでは、会員を募集しています。知識や経験を活かして一緒に働いてみませんか？

◆募集要件

原則60歳以上の東通村在住で、

健康で働く意欲のある方

※年会費3,000円です

◆申込受付時間

平日午前8:30~午後4:00(土日休)

※前もってお電話でご予約ください

◆申込先・問合せ先

東通村大字砂子又字沢内5-32

東通村シルバー人材センター

☎ 0175-34-0640

(担当:林、若佐)

◆ご持参いただくもの

各種免許・資格証明書

※入会される場合は、縦3cm×横2.5cmの顔写真、印鑑をご用意ください。

◆報酬等について

当月の作業に応じて、翌月に報酬(配分金)が支給されます。

※雑草等の刈払作業で使用する刈払機は各自の持ち込みとなりますので、ご了承ください。

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方へ

年金から徴収される保険料額は下記のとおりとなります。

●4月・6月・8月…年金振込時に本年2月と同額を徴収済(仮徴収)

●10月・12月・2月…本年7月に決定した保険料の年額から、仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収(本徴収)

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書等でご確認ください。

② 『お薬代負担軽減のご案内』の送付について

ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性がある方へ『お薬代負担軽減のご案内』を10月下旬に送付し、どのくらい安くなるかお知らせします。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G

☎ 0175-27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

国民年金保険料は全額が社会 保険料控除の対象です！

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方